

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

有限会社ハートケアーたんぽぽ

【訪問介護・第一号訪問事業】

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護】

1. 基本方針

有限会社ハートケアたんぼぼ（以下「事業所」という。）は、利用者及び従業者等（以下「利用者等」という。）の安全確保のため、平常時から感染症の予防に十分に留意するとともに、感染症発生の際には、迅速に必要な措置を講じなければならない。感染症の原因の特定及びまん延防止に必要な措置を講じることができる体制を整備し運用できるよう本指針を定めるものである。

2. 注意すべき主な感染症

予め対応策を検討しておくべき主な感染症は以下のとおり。

（１）利用者及び従業者にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等）、疥癬、結核等

（２）感染抵抗性の低下した人に発生しやすい感染症

メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症（MRSA 感染症）、緑膿菌感染症等、レジオネラ菌

（３）血液、体液を介して感染する感染症

肝炎（Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎）等

（４）食中毒を起こす細菌

サルモネラ（主な感染源：畜肉、鶏肉、鶏卵）、腸炎ビブリオ（主な感染源：生鮮魚介類）

3. 平常時の対応

（１）事業所内の衛生管理

- ・ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため、事業所内の衛生保持に努める。
- ・ 日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃・消毒を定期的実施し、事業所内の衛生管理、清潔の保持に努める。

（２）利用者の健康管理

- ・ 利用者の既往歴について把握する。
- ・ 利用者の日常を観察し、体調の把握に努める。
- ・ 利用者の体調、様子などを共有する方法を構築する。
- ・ 利用者に対し、感染対策の方法を教育、指導する。

- ・ 利用者の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

(3) 職員の健康管理

- ・ 感染症の既往歴やワクチン接種状況を把握する。
- ・ 職員の体調把握に努める。
- ・ 体調不良時の申請について、申請しやすい環境を整える。
- ・ 職員へ感染対策の方法を教育、指導する。
- ・ 職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
- ・ 業務中に感染した場合の方針を明確にし、対応について準備する。

(4) 感染症予防と対策

- ・ 職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用する。また、血液、体液、排泄物、吐しゃ物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処する。
- ・ 利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意する。
- ・ 十分な必要物品を確保し、管理する。

4. 感染症発生時の対応

感染症が発生した場合には、まん延、拡大予防のため速やかに対応を取ります。

(1) 発生状況の把握

- ・ 感染者及び感染疑い者の状況を把握し、情報を共有する。
- ・ 事業所全体の感染者及び感染疑い者の感染原因や感染ルート、行動の把握など必要な情報収集を行う。

(2) 感染拡大の防止

- ・ 感染者及び感染疑い者の対応方法を確認し、周知、指導する。
- ・ 感染者及び感染疑い者の支援方法を確認する。
- ・ 感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスク着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。
- ・ 感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- ・ ウイルスや細菌に効果的な消毒薬を選定し、消毒を実施する。
- ・ 職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 関係機関との連携

① 医療機関との連携

- ・ 感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
- ・ 診療の協力を依頼する。
- ・ 医療機関からの指示内容を法人、事業所等内で共有する。

② 保健所との連携

- ・ 疾病の種類、状況により報告を検討する。
- ・ 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する。
- ・ 保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

③ 行政関係機関との連携

- ・ 報告の必要性について検討する。
- ・ 感染者及び感染疑い者の状況を報告し、指示を確認する

5. 感染症対策委員会の設置

当事業所では、感染症発生及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策に取り組むにあたり、下記の体制を取ります。

(1) 設置目的

事業所内での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。情報を整理し、全職員へ周知徹底を行う。

(2) 感染対策委員会 の構成委員

- ・ 委員長：管理者 1 名
- ・ 副委員長：サービス提供責任者 1 名
- ・ 委員：介護職員、その他

(3) 感染症対策委員会の開催

委員会は 6 ヶ月に 1 回（9 月、3 月）に定期的に開催する。その他必要時は随時開催する。

(4) 感染症対策委員会の主な役割

- ・ 事業所内感染対策の立案
- ・ 指針・マニュアル等の作成
- ・ 発生時における施設内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
- ・ 利用者・職員の健康状態の把握と対応策
- ・ 新規利用者の感染症の既往の把握
- ・ 事業所内感染対策に関する職員への研修の実施
- ・ 感染発生時の対応と報告

6. 感染症発生防止における各職種の役割

当事業所において、感染症発生及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのチームケアを行う上で、各職種がその専門性に基づいて適切な役割を果たす。

(管理者)

- ・ 事業所内統括責任者、感染対策委員会統括管理

(サービス提供責任者)

- ・ 計画立案
- ・ 情報収集
- ・ かかりつけ医、協力病院との連携
- ・ 感染症発生時、対応指導、分析、再発防止案周知徹底

(介護職員、その他)

- ・ 利用者個々の疾病から予測されることを把握し、些細な変化に注意する
- ・ 利用者とのコミュニケーションを十分にとること
- ・ 共有備品衛生管理
- ・ 日常的なケアの現場の衛生管理
- ・ 日常的なケアからの異常早期発見
- ・ 事業所内の環境整備

7. 感染症及び食中毒まん延防止に関する職員教育

介護に携わる全ての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

- (1) 定期的な教育訓練・研修（年2回以上）
- (2) その他必要な教育・研修の実施（随時）
- (3) 新任者に対する感染症対策研修の実施

8. 指針の閲覧

本指針はいつでも閲覧することができるよう当法人のホームページに掲載し、いつでも自由に閲覧できる場所に設置する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。